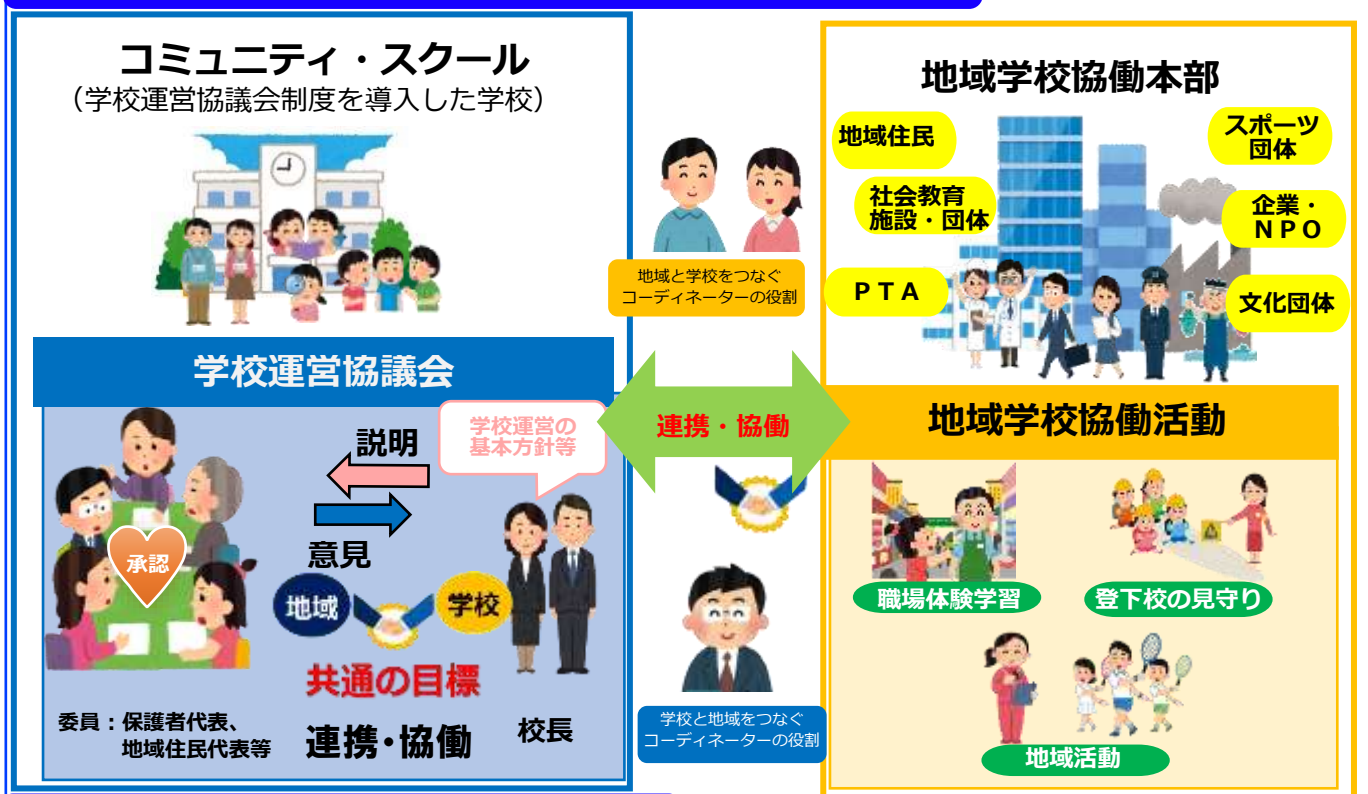


地域とともに子どもを育てる学校を目指して

東久留米市 コミュニティ・スクール（令和8年4月～）

東久留米市では、保護者・地域住民の方が学校運営、学校支援及び学校評価等に一体的・持続的に参画する仕組みとして、「**コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**」を導入することになりました。これにより、子どもたちの健やかな成長と可能性を一層伸ばしていきたいと考えています。

東久留米市コミュニティ・スクールとは？



今までと何が変わるの？

	今まで（現在）	これから（令和8年度から）
	学校評議員	学校運営協議会
性格	校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べる	学校行事等の事前に内容の確認等の協議ができる
主な役割	校長の求めに応じ、 個人として意見 を述べる	学校運営に参画し、方針等について 意見し承認 する
任命等	校長が推薦し、教育委員会が委嘱	教育委員会が 任命

令和 8 年度のスケジュール（教育委員会の動き）

4 月～3 月

- ・市立南中学校にて学校運営協議会設置
- ・各小中学校において導入検討開始
- ・CS制度・導入に関して市教育委員会より地域に周知
- ・CS制度に関する研修会開催
- ・学校運営協議会のプレ開催（新規導入校）

（10 月～）

- ・令和 9 年度からの導入予定校の確認

令和 9～10 年度 コミュニティ・スクールを市内各校に順次導入予定

コミュニティ・スクールの魅力とは？

子供にとって

- ・学びや体験活動の充実
- ・地域の担い手としての自覚
- ・事故、犯罪の未然防止 等

学校にとって

- ・地域の理解と協力を得た学校運営
- ・地域人材を活用した教育活動
- ・子供と向き合う時間の確保
- ・教員異動の優遇 等

保護者にとって

- ・学校や地域への理解が深まる
- ・地域の中で子供が育つ安心感
- ・保護者や地域とのコミュニティの構築 等

地域の人々にとって

- ・経験を生かす場、生きがいづくり
- ・地域のよりどころ、ネットワーク形成
- ・防犯、防災協力体制等の構築 等

Q & A

Q 1 学校運営協議会を設置した場合、学校評議員はなくなるのですか？

A 1 学校運営協議会を設置した学校は、設置した年度から順次、学校評議員が学校運営委員会委員に切り替わっていきます。

Q 2 どのような人が学校運営協議会の委員になるのですか？

A 2 学校評議員の方をもとに、学校の課題を共に考えていただく様々な経験をおもちの方（地域、保護者、有識者など）に委員になっていただきます。

Q 3 学校運営協議会には具体的にどのような役割がありますか？

A 3 主に 4 つの役割があります。「学校経営、教育課程等の承認」、「学校運営について学校・教育委員会に意見」「教職員の任用に関して、教育委員会に意見」「教員の業務量管理・健康確保措置の承認(8 年 4 月から追加)」です（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 第 4,6,7 項）。

＜東久留米市教育委員会＞

- 学校運営協議会・地域学校協働本部 ⇒ 生涯学習課
- 教育課程について ⇒ 指導室